

山梨県公報

第千五百十三号

平成十六年

十月四日

月 曜 日

目 次

予防接種の業務の承諾を撤回した医師	六三七
土地収用事業の認定	六三八
道路の区域変更	六三八
道路の供用開始	六三九
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	六三九
公 告	
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六三九
その他	
一般競争入札について	六三九

告 示

山梨県告示第四百四十五号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十六年十月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
秋田 和巳	東八代郡八代町南三百八番地 医療法人八代医院

山梨県告示第四百四十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十六年十月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 起業者の名称
石和町
- 二 事業の種類
石和町東小地区児童館建設事業及びこれに伴う付帯工事
- 三 起業地
- 四 事業の認定をした理由
1 収用の部分 東八代郡石和町大字中川字一丁田地内
2 使用の部分 なし
3 法第二十條第一号要件
石和町東小地区児童館建設事業及びこれに伴う付帯工事(以下「本事業」という。)のうち石和町東小地区児童館建設事業(以下「本体事業」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定されている児童厚生施設(児童館)の建設事業であり、法第三條第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関するものであること及び付帯工事は、本体事業に伴い進入路を設置するもので、同条第三十五号に掲げる「前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことのできない通路」に関するものであることから、法第二十條第一号に該当する。
2 法第二十條第二号要件
児童福祉法第七條及び第三十五條第三項の規定により、市町村は児童厚生施設を設置することができ、児童館の設置運営要綱(平成二年八月七日付け厚生省発児第百二十三号厚生事務次官通知。以下「要綱」という。)の規定により、小型児童館の設置及び運営の主体は、市町村等とすることとされている。本体事業は、要綱に規定されている小型児童館を建設する事業である。よって、石和町は、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十條第二号に該当する。
3 法第二十條第三号要件
(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益
石和町には現在児童館が無いため、小学校低学年を対象とし授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び場等を与え、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業については、各小学校の余裕教室を利用して実施している状況である。このため、今後は、町内の五つの小学校区ごとに順次児童館を設置し、放課後児童健全育成事業等を含めた各種事業を実施していくこととしている。本事業は、五

小学校区のうち、学校施設に余裕の無くなつてきている東小地区に児童館を建設するもので、児童の健全な育成を図り、その健康を増進し、地域の保護者が安心して子育てができる場が確保されると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益
 本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家は密集しておらず、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、児童館の求められている役割及び東小学校の余裕教室が無くなつてきている状況を踏まえると、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、要綱等から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用には馴染まないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

石和町保健福祉センター福祉健康課

山梨県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年十月四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葎崎櫛形豊富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡田富町大字東花輪字下オノ神二六四番の二地先から 中巨摩郡田富町大字東花輪字下オノ神二七八番の五地先まで	七・一 八・二	七・八 八・九		八五・〇

山梨県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	梁川猿橋線	大月市猿橋町大字藤崎字見郷二〇六三番の一地先から大月市猿橋町大字藤崎字下吉貫目二〇一二番地先まで	三〇七・〇	平成十六年十月十五日
----	-------	--	-------	------------

山梨県告示第四百四十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建设部に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名称 富士川水系 馬場川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 東八代郡御坂町大字夏目原字出口南割九百九十六の一番地先から東八代郡御坂町大字夏目原字橋詰五百四十八の四番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 御坂町長 小澤栄真
 - 2 住所 東八代郡御坂町栗合八十七番地
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成十六年十月四日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年十月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 甲斐市篠原字乙房二三二番一、二三二番二、二三二番三、二三二番四、二三二番五、二三二番六、二三二番七及び二三二番八の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 ゴミ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市下飯田四丁目十番十九号 奥山不動産 奥山仙次郎

そ の 他

● 一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十月四日

山梨県立産業技術短期大学校事務局長 角 田 武 一

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
 産業技術短期大学校CAD/CAMシステム 一式
- 2 借入物品等の仕様等
 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
 平成十七年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間
- 4 納入場所

山梨県立産業技術短期大学校生産技術科

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第百六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県立産業技術短期大学校事務局長が判断した者であること。
- 3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを山梨県立産業技術短期大学校事務局長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇四 〇〇四二 山梨県塩山市上於曾一三〇八番地 山梨県立産業技術短期大学校総務課 電話〇五五三 三三一 五二〇〇
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十六年十一月十日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間の交付場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
平成十六年十月五日（火）から同年十一月十日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県立産業技術短期大学校事務室に持参すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十六年十一月十八日（木）午後二時 山梨県立産業技術短期大学校会議室
- 5 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十六年十一月十六日（火）午後五時までに山梨県立産業技術短期大学校総務課（郵便番号四〇四 〇〇四二 山梨県塩山市上於曾一三〇八番地）に必着のこと。
- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約書作成の要否
要
 - 5 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the services to be required
CAD/CAM System of Yamashiro Industrial Technology Junior College
 - 2 Date and time for tender
2:00PM November 18 2004

3 Bureau in charge

Yamanashi Industrial Technology Junior College

1308 Kamiozo Enzan-shi Yamanashi-ken 404-0042 Japan TEL 0553-32-5200

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番